



養老町まちづくりビジョン





養老町まちづくりビジョン





ごあいさつ

本町では、昭和49年に初めてとなる「総合開発計画」を策定して、総合的・計画的なまちづくりへの第一歩を踏み出しました。以来、昭和58年に「第二次総合計画」、平成3年に「第三次総合計画(スマイルプラン)」、平成13年に「第四次総合計画(輝きプラン)」、そして、平成23年には「第五次総合計画(絆プラン)」を策定し、多くの皆様のご支援をいただきながら、町の振興・発展に取り組んできましたが、地方分権に伴う権限移譲の中で、地方自治法の改正により基本構想の策定が義務ではなくなりました。

しかしながら、今後も人口減少や少子高齢社会が進展していく中で、住民生活が多様化し、行政に対するニーズもますます複雑になることが予想されます。このような状況下では、行政が全てのニーズに対応していくことは非常に難しく、今まで以上に住民と行政、さらには企業や大学など多様な主体がそれぞれの役割と責任を果たし、対等な立場で相互に協力してまちづくりに取り組むことが重要です。住民や行政などのまちづくりの主体が、今後のまちづくりの方向性や方策を共有し、その実現に向けて計画的に取り組むための新たなまちづくりの総合的なナビゲーションとして令和12年度を目標年次とする「養老町まちづくりビジョン」を独自の判断で策定しました

本ビジョンの策定過程では、まちづくりアンケート調査や高校生アンケート調査、まちづくりワークショップ、計画審議会などを行い、何よりも重要な町民の皆様のご意見をお伺いしました。

今後は、町民主導・公正公平を念頭に、人と地域の接点や人と人の接点を大切に、多様な人とのつながりも育む「人と地域を結ぶまちづくり」の基本理念のもと、将来像である「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」の実現に向けて、地域への誇りや愛着、共感をもち、地域の活力が生まれるようシビックプライドの醸成を図り、いつまでも住み続けられる持続可能なまちづくりをめざしてまいりますので、皆さんのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に本ビジョンの策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様をはじめ、熱心にご審議をいただきました計画審議会委員、町議会議員ならびに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

養老町長 大橋 孝

目次

第1部：基本構想

第1章 まちづくりビジョンの位置づけ	2
Ⅰ まちづくりビジョンの役割.....	2
Ⅱ まちづくりの基本的な考え方.....	3
Ⅲ まちづくりビジョンの構成と期間.....	4
第2章 まちづくりビジョンの方向性	5
Ⅰ まちづくりの基本理念.....	5
Ⅱ まちの将来像.....	6
Ⅲ 施策の大綱.....	7

第2部：テーマ別戦略

第1章 実現したいまちの姿（10の戦略）	11
1 魅力あふれる地域づくり.....	11
（戦略1）多くの関係人口を有するまち.....	11
（戦略2）循環型で持続可能なまち.....	12
2 未来を担う人づくり.....	13
（戦略3）質の高い教育が実施されるまち.....	13
（戦略4）子どもたちが健全に成長できるまち.....	14
（戦略5）すべての人の人権が尊重されるまち.....	14
3 安心・安全な生活基盤づくり.....	15
（戦略6）みんなが支えあい、健康で安心して暮らせるまち.....	15
（戦略7）安全対策が充実し、安心して暮らせるまち.....	16
4 活力あふれる基盤づくり.....	17
（戦略8）生活や交流の基盤が整ったまち.....	17
（戦略9）多様な産業が活発なまち.....	18
5 行政経営機能の強化.....	19
（戦略10）まちづくりビジョンを実行し、実現できるまち.....	19
第2章 重点プロジェクトと評価	20
Ⅰ 重点プロジェクト.....	20
Ⅱ 人口の見通し.....	21
Ⅲ まちづくりビジョンの評価.....	22
Ⅳ 評価指標.....	23

第3部：組織別行動計画

第1章 組織別行動計画	27
I 組織別行動計画の概要.....	27
1 「組織別行動計画」の目的と位置づけ.....	27
2 「組織別行動計画」の記載内容.....	28
3 体系（一覧）.....	29
II 組織別行動計画の更新と評価.....	30
1 「組織別行動計画」の更新と評価の基本的なスケジュール.....	30

資料編

1 策定経過.....	32
2 養老町計画審議会.....	34
3 庁内策定組織.....	38
4 住民参画.....	40
5 用語解説.....	45

第1部

基 本 構 想



I まちづくりビジョンの役割

養老町まちづくりビジョンは、養老町のまちづくりの方向性を明らかにし、行政と住民が協働して今後のまちづくりを進めていくためのビジョンとなるものです。

本町では、これまで五次にわたる「総合計画」を策定し、施策を進めてきました。しかし、地方自治法の改正により基本構想の策定義務が撤廃されました。今後のまちづくりを計画的に進めていくため、独自の判断で、新たに「まちづくりビジョン」という位置づけを持たせて策定しています。これは、住民と行政が協働して多様な社会問題の解決に取組み、持続可能なまちづくりを模索していくことが必要であるとの考え方によるものです。今日の多様な社会問題は、簡単には解決できないものばかりです。住民と行政が手を取り合いながら様々な試行錯誤を重ね、よりよい方向性を模索していかなければなりません。そのための指針となるものが「まちづくりビジョン」です。

<まちづくりビジョンの役割>

1	まちの未来につながる指針となるもの
2	住民と行政が協働してまちづくりを進める指針となるもの
3	持続可能な行政運営の指針となるもの

Ⅱ まちづくりの基本的な考え方

まちづくりビジョンの基本的な考え方として、以下の3点を掲げます。

1 住民参画によるまちづくりを推進します

すべての住民が、地域の課題やその解決を「わがこと」として捉え、積極的に参加・参画していくことが大切です。

まちづくりビジョンでは、住民参画によるまちづくりを推進していくことを基本的な考え方とします。

2 養老町の魅力を地域のみんで活かします

養老町の魅力的な資源を大切にし、多くの人に触れていただき、これらを積極的に活かすまちづくりを進めます。養老町の多様な資源の魅力を効果的に発信し、多くの人に関わり、交流していくことで地域の活力を高めていくことを基本的な考え方とします。

3 持続可能なまちづくりを推進します

様々なまちづくり活動の継続をはじめ、産業や環境面での持続可能な社会づくり、持続可能な行政経営の実現に努めます。

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発のための目標）の考え方をあらゆる分野に導入して推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



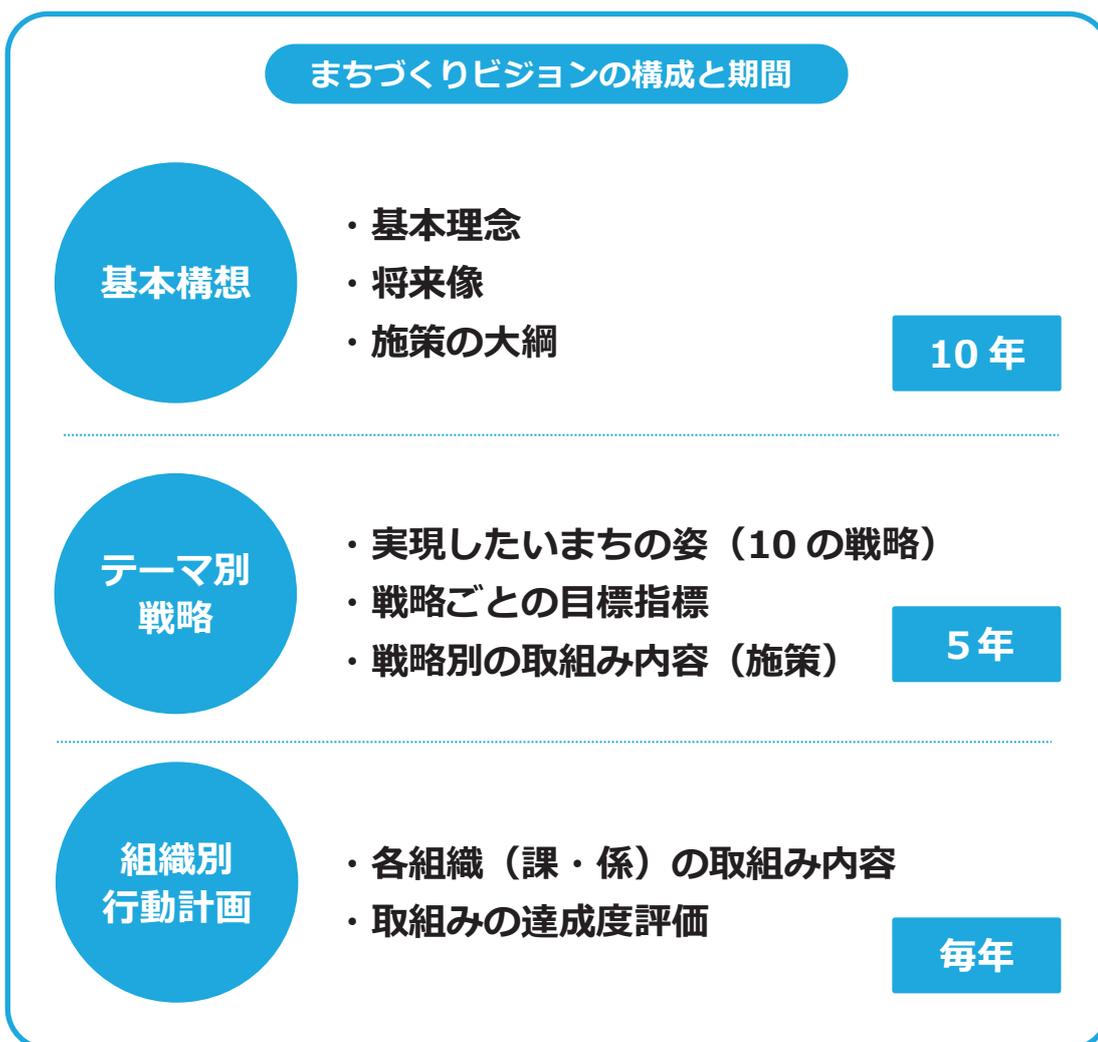
Ⅲ まちづくりビジョンの構成と期間

まちづくりビジョンは、下図の3つから構成されます。

「基本構想」は、まちづくりの基本的な考え方やめざすべき将来像を定め、その実現のための施策の大綱を定めたものです。10年を期間とします。

「テーマ別戦略」は、基本構想に掲げた将来像をテーマ別に展開し、実現したいまちの姿（10の戦略）として展開したものです。5年を期間とします。

「組織別行動計画」は、テーマ別戦略に掲げた「実現したいまちの姿」を実現するための具体的な取組みを、課や係の行動計画としてまとめたものです。



I まちづくりの基本理念

基本理念

人と地域を結ぶまちづくり

本町の町民憲章では、“愛の輪をさらにひろげ、力をあわせて未来につく
明るい町をつくること”がうたわれています。これを受けて、第五次総合計画
では、みんなで力をあわせる絆のまちづくりを基本理念に掲げてきました。

今回、まちづくりビジョンでは、これまでの基本的な考え方は残しつつも、
人と地域の接点や人と人との接点を大切にするまちづくりを進めていきたい
と考えています。地域とのつながりを大切にしながら、多様な人とのつなが
りも育てていきたいとの考えから、「**人と地域を結ぶまちづくり**」をまちづく
りビジョンの基本理念とします。

Ⅱ まちの将来像

将来像

人があつまり 楽しく生きがいのあるまち

ここ（養老）にしかないもの、ここ（養老）でしかできないことを、ここ（養老）で体験するための取組みを進め、多くの関係人口を有するまちをめざします。まちの魅力を発信することを通じて、人があつまり、人と人がふれあい、地域に活気が満ち、様々なチャンスが生まれるまちの実現をめざしていきたいと考えています。

養老町の将来像を実現するための取組みは、取組みそれ自体が楽しく、人々の生きがいにつながるものであることが理想です。さらに、産業の活性化など、地域の経済活動とも切り離すことはできません。また、この取組みを通じて、まちや地域への誇りや愛着（シビックプライド）を育てていくことも期待されます。

また、まちの魅力や資源は、次の世代に引き継いでいくことも大切なことです。生活面でも産業面でも、持続可能な社会づくりを進めていく必要があります。

以上の様な考えから、「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」を将来像とします。

Ⅲ 施策の大綱

まちづくりビジョンの5つの柱を、以下のように設定します。

1 魅力あふれる地域づくり

養老町の魅力を町外に発信して多くの人に知っていただくとともに、実際に養老町に触れ、関りを持ってもらう取組みを進め、関係人口の増加をめざします。そのために、地域づくりの担い手を育てるとともに、養老町の魅力を再発見しその資源を活かす取組みを継続できる、持続可能な実施体制の構築をめざします。

また、地域の魅力を未来につないでいくために、循環型のまちづくりを推進します。

<実現したいまちの姿（戦略）>

- (1) 多くの関係人口を有するまち
- (2) 循環型で持続可能なまち

2 未来を担う人づくり

次代を担う子どもたちが、地域への誇りや愛着を持つことができ、豊かな心を育めるような質の高い教育を行います。さらに、学校におけるいじめや不登校、引きこもりの問題なども含めて、青少年の健全育成策に取り組めます。

また、全ての人の人権に対する正しい理解を促し、人権が尊重されるまちづくりを進めます。

<実現したいまちの姿（戦略）>

- (3) 質の高い教育が実施されるまち
- (4) 子どもたちが健全に成長できるまち
- (5) すべての人の人権が尊重されるまち

3

安心・安全な生活基盤づくり

生活習慣病の予防、疾病の重症化予防、介護予防など、多様な健康づくりを進め、安心して生活できるまちづくりを進めます。

また、地域で安心して生活できる地域福祉施策を進めるとともに、子どもと子育て家庭、高齢者、障がい者・児に対する各種福祉施策を進めます。

さらに、防犯・防災対策、交通安全対策などを充実し、安全で安心して生活できるまちづくりを進めます。

<実現したいまちの姿（戦略）>

- (6) みんなが支えあい、健康で安心して暮らせるまち
- (7) 安全対策が充実し、安心して暮らせるまち

4

活力あふれる基盤づくり

交通網や情報基盤の充実を図ります。

また、快適な住環境を整備し、移住定住対策を推進します。

さらに、地域の活力を高める多様な産業の振興を図ります。

<実現したいまちの姿（戦略）>

- (8) 生活や交流の基盤が整ったまち
- (9) 多様な産業が活発なまち

5

行政経営機能の強化

まちづくりビジョンを実行し、成果をあげていくため、持続可能な行財政運営を推進します。また、今後の社会環境の変化や新たな課題の発生などにも対応できるよう、行政組織のマネジメント機能の強化を図ります。

<実現したいまちの姿（戦略）>

- (10) まちづくりビジョンを実行し、実現できるまち

養老町まちづくりビジョンの全体像

基本構想

(基本理念) 人と地域を結ぶまちづくり



(将来像) 人があつまり 楽しく生きがいのあるまち



(施策の大綱)

- 1 魅力あふれる地域づくり
- 2 未来を担う人づくり
- 3 安心・安全な生活基盤づくり
- 4 活力あふれる基盤づくり
- 5 行政経営機能の強化



テーマ別戦略

テーマ別戦略：実現したいまちの姿（10の戦略）

- (1) 多くの関係人口を有するまち
- (2) 循環型で持続可能なまち
- (3) 質の高い教育が実施されるまち
- (4) 子どもたちが健全に成長できるまち
- (5) すべての人の人権が尊重されるまち
- (6) みんなが支えあい、健康で安心して暮らせるまち
- (7) 安全対策が充実し、安心して暮らせるまち
- (8) 生活や交流の基盤が整ったまち
- (9) 多様な産業が活発なまち
- (10) まちづくりビジョンを実行し、実現できるまち



組織別行動計画

「組織別行動計画」

第2部

テ ー マ
別 戦 略



1 魅力あふれる地域づくり

（戦略1）多くの関係人口を有するまち



多様な形で本町との関りを持つ人を増やし、多くの「関係人口」を有するまちの実現をめざします。「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す概念です。地域と何らかの関わりがある人、地域の出身者（ゆかりがある人）、地域に関心があり関わりを持とうと考えている人などを増やすための様々な取組みを進めます。

①タウンプロモーション

養老町の魅力を発信し、多くの人に知ってもらい、様々な形で養老町との関わりを持っていただくことを目的に、タウンプロモーションを進めます。

②住民参画と地域協働

住民参画による地域協働を進めるため、住民との意見交換のための機会の充実、協働のための組織体制の強化、協働の担い手づくりなどを進めます。

③コミュニティの活性化

地域運営組織である地域自治町民会議の活性化を図ります。

④多文化共生

町内で生活している外国人に対する日本語教育の充実、コミュニケーションの促進などを通じて、地域で共に生きるまちづくりを進めます。

⑤地域間・国際交流

友好都市であるドイツのバートゾーデン市との交流事業を中心に、地域交流・国際交流を進めます。

⑥文化活動

優れた芸術・文化に触れる機会を充実するとともに、地域の文化資源の保全と継承を支援します。

⑦歴史文化

地域の歴史文化資源を保全し、その継承を支援します。

(戦略2) 循環型で持続可能なまち



SDGs の考え方を多様な分野に取り入れるとともに、本町における「地域循環共生圏」の実現をめざします。「地域循環共生圏」とは、本町の美しい自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方です。環境などの側面だけでなく、経済や社会全般にも着目し、循環型で持続可能なまちの実現のための取組みを進めます。

①地域循環共生圏

気候変動をはじめとした地球環境の危機などに対応していくため、「地域循環共生圏」の実現をめざし、脱炭素型の持続可能な地域づくりに取組みます。

②ごみと廃棄物

ごみの減量化やリサイクルへの取組みを通じて、快適で、持続可能なまちの実現をめざします。

2 未来を担う人づくり

（戦略3）質の高い教育が実施されるまち



本町の未来を担う人を育てるため、町民が、学校教育や生涯学習などの場を通じて質の高い教育を受けることができるよう、教育内容の質を高めます。

①学校教育

次代を担う子どもたちが、学校や地域における多様な経験を通じて成長し、豊かな心を育むことができるような学校教育を進めます。

②生涯学習

地域社会やまちづくりにおける多様な課題などに対応できる住民を育てるため、生涯学習を進めます。

③生涯スポーツ

誰もがスポーツに親しめるまちづくりを進めます。

(戦略4) 子どもたちが健全に成長できるまち



本町の未来を担う子どもたちが、その成長の過程において様々な問題に直面しても健全に成長することができるよう支援します。

① 幼児教育

子どもたちが、生涯にわたって必要となる力の基礎を育むことができるよう、幼児教育を充実します。

② 青少年育成

青少年が健全な心と体を育て成長できるよう、青少年をとりまく諸問題に関する相談の充実などを進めます。また、いじめや不登校など、学校における問題の解決に注力します。

(戦略5) すべての人の人権が尊重されるまち



多様な人権問題についての正しい知識を普及・啓発することを通じて、すべての人の人権が尊重されるまちの実現をめざします。

① 人権・男女共同参画

多様な人権問題についての正しい知識を普及するとともに、男女共同参画社会の実現のための取組みを推進します。

3 安心・安全な生活基盤づくり

（戦略6）みんなが支えあい、健康で安心して暮らせるまち



地域住民がお互いに支えあいながら、健康づくりや地域福祉に取り組むことができるよう支援します。また、子ども・子育て支援、高齢者、障がい者・児などを対象とする多様な支援についても、地域での支えあいを推進し、みんなが安心して生活できるまちの実現をめざします。

①健康

皆が健康で安心して生活できるよう、生活習慣病の予防や介護予防などの健康づくりを地域ぐるみで進めます。

②地域福祉

地域で生活する人々が支えあい、安心して生活できる「地域共生社会」の実現をめざして、地域での支えあいや見守りなどを進めます。

③子育て支援

地域の子どもと子育て世帯を支援し、安心して子育てできるまちを実現するための各種支援事業の充実を図ります。

④高齢者・介護

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの実現をめざすとともに、認知症高齢者を地域で支える取組み等を進めます。

⑤障がい者・児

障がい者の自立や社会参加を支援する取組みを進めるとともに、障がいの早期発見や早期発達支援などの充実を図ります。

(戦略7) 安全対策が充実し、安心して暮らせるまち



防犯や交通安全、消費生活、防災など、町民の日常生活における不安要因については、各関係機関との連携を強化して対策を進め、安心して暮らせるまちの実現をめざします。

①防犯

養老警察署との連携による防犯情報の周知をはじめ、空き家や空き地の適切な管理などを促進し、防犯対策を強化します。

②交通安全

高齢者や子どもに対しては、交通安全についての講座や教育などを行い、交通安全対策を進めます。

③消費生活

相談窓口の充実により、消費生活に関する被害を防止します。

④防災

防災拠点の機能強化、要援護者避難名簿の有効活用など、防災対策を進めます。

4 活力あふれる基盤づくり

（戦略8）生活や交流の基盤が整ったまち



道路・交通網や住環境、環境衛生のための設備や情報基盤など、町民の暮らしやすい生活基盤を確保します。また、多様な交流や関係人口増加のための各種基盤整備を計画的に進めます。

①公共交通

公共交通網については、養老町地域公共交通網形成計画を実行し、観光や産業と一体となった持続可能な公共交通ネットワークづくりを進めます。

②道路網

道路網整備については、「道路網整備計画」を踏まえて国や県と調整します。

③情報基盤

情報通信基盤を有効活用し、行政サービスの向上を図ります。

④市街地、集落環境

空き家の適正な管理と活用の促進、移住定住施策の推進等により、定住者の確保を図ります。また、養老町都市計画マスタープランに基づき、快適で魅力的な市街地の形成を図ります。

⑤住環境

住宅の耐震化など、優良な住宅を確保し、安心・安全な住環境の普及に努めます。

⑥上下水道

安全な水を安定的に供給するため、水道施設の耐震化を今後も計画的に進めるとともに、西部簡易水道区域の上水道への統合を計画的に進めます。また、下水道への早期接続や高度合併処理浄化槽の設置を促進します。

(戦略9) 多様な産業が活発なまち



各種産業の振興施策を進め、多様な産業が活発なまちの実現をめざします。

①農業・林業・水産業

優良な農地を保全するため、農業生産基盤の整備や担い手を確保するとともに、6次産業化や農業体験などの取組みを進めます。

同時に、食肉産業などの地域の主要産業の推進を支援します。

②商業・工業

商業・工業については、養老町特産ブランド認定事業などにより、本町の特産品のブランド化とそのPRを行い、町内の産業振興を図るとともに、企業の進出や起業への支援の充実を図ります。

③観光

観光については、地域の資源を活かした商品開発や養老公園を中心としたプロモーション活動・基盤整備を進め、関係人口の拡大をめざします。

④雇用・就労

商工会などと連携し、雇用の創出のための施策を進めます。

5 行政経営機能の強化

（戦略 10）まちづくりビジョンを実行し、実現できるまち



本ビジョンを確実に実行し、各戦略が求める“実現したいまちの姿”に即した成果をあげることができるマネジメント力を向上します。同時に、行政サービスの向上、戦略と連動した人事機能の強化、適切な税収の向上など、自治体組織としての機能の強化を図ります。

①行政サービスの向上

総合窓口によるワンストップサービスの実現、時間外や休日の証明書発行への対応など、住民ニーズを踏まえた行政サービスの向上に努めます。

②人事機能の強化

職員定員の適正化、まちづくりビジョンにともなう人事の実施など、人事機能を強化します。

③自治体経営

適切な納税を促すとともに、魅力的なふるさと納税の実施、公共施設の適正な維持管理、広域行政の推進などを通じて、持続可能な自治体経営に努めます。

④まちづくりビジョンを中心とするマネジメント機能の強化

まちづくりビジョンの確実な実施に努めるだけでなく、社会環境や課題の変化に応じてまちづくりの方向性を修正し、より適切な方向で実施するなど、組織によるマネジメント機能の強化を図ります。

I 重点プロジェクト

(1) 養老プロモーションプロジェクト

<概要>

養老町を知ってもらい、来訪してもらい、体験してもらい、タウンプロモーションを進めます。

(実施内容)

- 多様な主体が協働で取組む実行組織体制をつくります(地域プラットフォームの実現)
- 養老町の多様な資源を最大限に活かしたプロジェクトを進めます
- SDGsの実践として位置づけ、持続可能な仕組みづくりをめざします
- ローカル SDGs ビジネスにつなげる取組みとします(地域循環共生圏の実現)

(2) 自治体マネジメント強化プロジェクト

<概要>

まちづくりビジョンに掲げた各戦略を実行し、将来像を実現することができるよう、自治体組織のマネジメント強化に取組み、効果的な行政経営を実現します。

(実施内容)

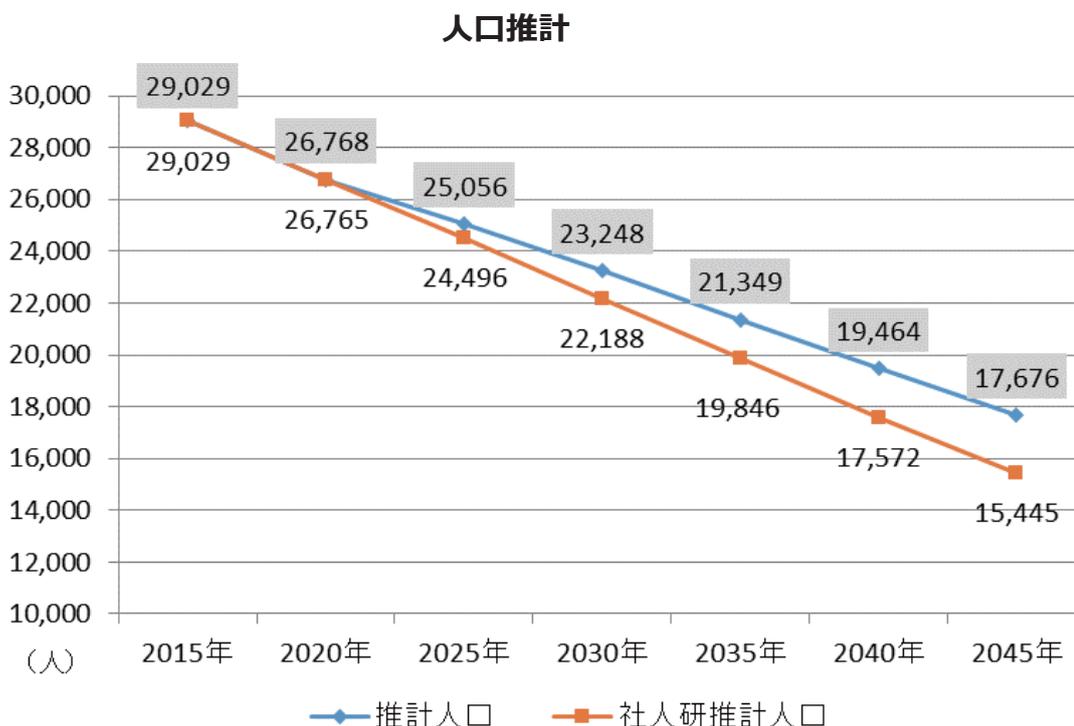
- 組織のマネジメント強化プロジェクト(組織別行動計画による計画マネジメント)
- 政策の効果を検証する EBPM プロジェクト
- 行政サービス向上についての検討プロジェクト
- 新たな行政課題を把握し、施策を検討するプロジェクト
- 事業・人事・財政が一体的に運用されるマネジメントの検討・実現
- 財源確保強化プロジェクト

Ⅱ 人口の見通し

国勢調査によれば、本町の人口は、1995年の33,694人をピークに減少を続けており、2015年には29,029人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このままのペースで人口が減少した場合、2030年には22,188人、2045年には15,445人になると見込まれます。

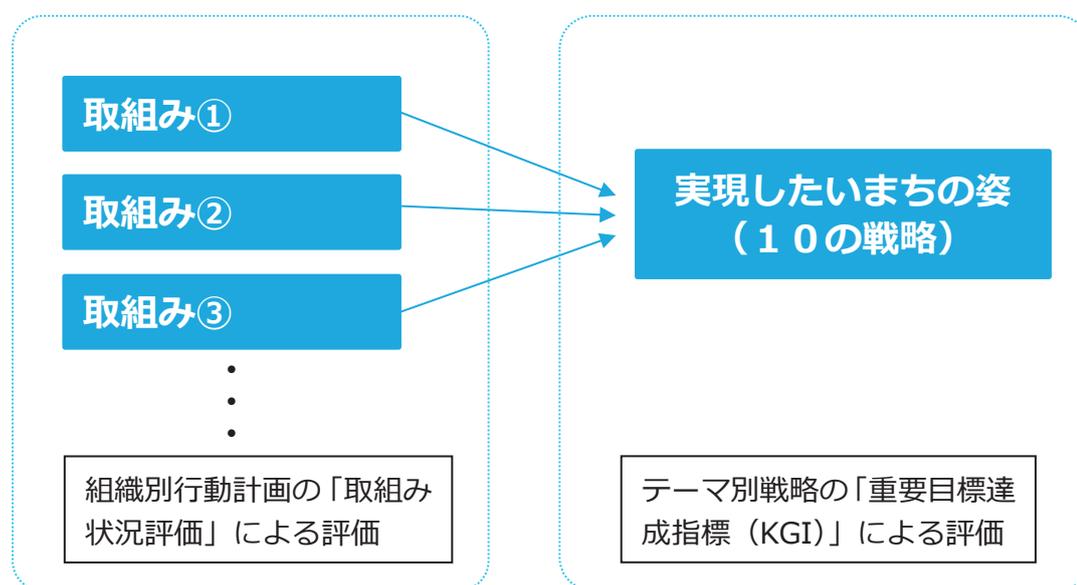
本町では、2005年以降、出生数の減少による人口の自然減（死亡数が出生数を上回っている状態）が続いています。また、2001年以降は、人口の社会減（転出者が転入者を上回っている状態）が続いています。

まちづくりビジョンにおける人口の見通しとしては、転出超過（転出者＞転入者）を現状の半分程度に抑える施策を進めることとし、2030年における人口を23,000人と見込みます。



Ⅲ まちづくりビジョンの評価

まちづくりビジョンの評価は、「実現したいまちの姿（10の戦略）」ごとに掲げた目標指標（重要目標達成指標：KGI）と、「組織別行動計画」に掲げる取組み状況評価により行います。「実現したいまちの姿（10の戦略）」ごとに掲げた目標指標が結果（成果）を表し、「組織別行動計画」に掲げる取組み状況が実施状況を表す指標となります。



＜取組み内容の評価＞

- 取組み内容の評価は、「組織別行動計画」において実施します。組織ごとに立案した「具体的な取組み内容」の「取組み状況評価」を毎年行います。
- 評価は、以下の5区分で行います。
 - S：たいへん効果的だった
 - A：思っていたよりも効果的だった
 - B：思っていた通りの効果だった
 - C：あまり効果はなかった
 - D：取組みの見直しが必要である
- 取組み内容の評価は、その取り組みがテーマ別戦略（10の戦略）の実現に寄与したかどうかという視点から行います。

＜重要目標達成指標（KGI）の評価＞

- 「重要目標達成指標（KGI）」の評価を行い、各組織の取組みにより10の戦略が実現されているのかを検証します。
- 「重要目標達成指標（KGI）」の評価は、原則として中間年度（令和6年度）および最終年度（令和12年度）に実施します。
- 「重要目標達成指標（KGI）」の評価結果を踏まえて、各組織の「組織別行動計画」の見直しを行います。

IV 評価指標

実現したいまちの姿（10の戦略）ごとの「重要目標達成指標（KGI）」を以下の通りに定めます。

1 魅力あふれる地域づくり

（戦略1）多くの関係人口を有するまち

重要目標達成指標 (KGI)	目標数値		
	実績値 (令和元)	目標値 (令和6)	目標値 (令和12)
関係人口数	—	1,000人	3,000人

（戦略2）循環型で持続可能なまち

重要目標達成指標 (KGI)	目標数値		
	実績値 (令和元)	目標値 (令和6)	目標値 (令和12)
SDGsを推進する、又はSDGsに関心を有する団体数	1団体	5団体	10団体

2 未来を担う人づくり

(戦略3) 質の高い教育が実施されるまち

重要目標達成指標 (KGI)	目標数値		
	実績値 (令和元)	目標値 (令和6)	目標値 (令和12)
生涯学習機会への 参加申込者数	2906人	3100人	3300人

(戦略4) 子どもたちが健全に成長できるまち

重要目標達成指標 (KGI)	目標数値		
	実績値 (令和元)	目標値 (令和6)	目標値 (令和12)
楽しく通学している 子どもの割合 <small>※学校評価アンケートにより集計</small>	88%	90%	95%

(戦略5) すべての人の人権が尊重されるまち

重要目標達成指標 (KGI)	目標数値		
	実績値 (令和元)	目標値 (令和6)	目標値 (令和12)
人権・心配ごと相談件数 <small>※普及・啓発活動の推進により問題意識の向上を目的とする</small>	8件	15件	20件
ワーク・ライフ・バランス 推進企業登録事業所数	37事業所	45事業所	55事業所

3 安全・安心な生活基盤づくり

(戦略6) みんなが支えあい、健康で安心して暮らせるまち

重要目標達成指標 (KGI)	目標数値		
	実績値 (令和元)	目標値 (令和6)	目標値 (令和12)
認知症サポーター養成講座 開催回数	10回	12回	14回
健康診査の受診率	39.4%	61%	66%

(戦略7) 安全対策が充実し、安心して暮らせるまち

重要目標達成指標 (KGI)	目標数値		
	実績値 (令和元)	目標値 (令和6)	目標値 (令和12)
防災士の育成数	57人	90人	120人
防災アプリの ダウンロード件数	—	2,000件	3,000件

4 活力あふれる基盤づくり

(戦略8) 生活や交流の基盤が整ったまち

重要目標達成指標 (KGI)	目標数値		
	実績値 (令和元)	目標値 (令和6)	目標値 (令和12)
RPA 活用事例数	0 件	10 件	20 件
空き家の有効活用数	1 件	10 件	20 件

(戦略9) 多様な産業が活発なまち

重要目標達成指標 (KGI)	目標数値		
	実績値 (令和元)	目標値 (令和6)	目標値 (令和12)
観光入込客数	1,074 千人	1,215 千人	1,409 千人
特産ブランドの売上金額	139,886 千円	162,166 千円	193,635 千円

5 行政経営機能の強化

(戦略10) まちづくりビジョンを実行し、実現できるまち

重要目標達成指標 (KGI)	目標数値		
	実績値 (令和元)	目標値 (令和6)	目標値 (令和12)
ふるさと納税件数	31,491 件	59,000 件	70,000 件
「組織別行動計画」評価における「B」以上評価率	—	70%	100%

第3部

組 織 別
行 動 計 画

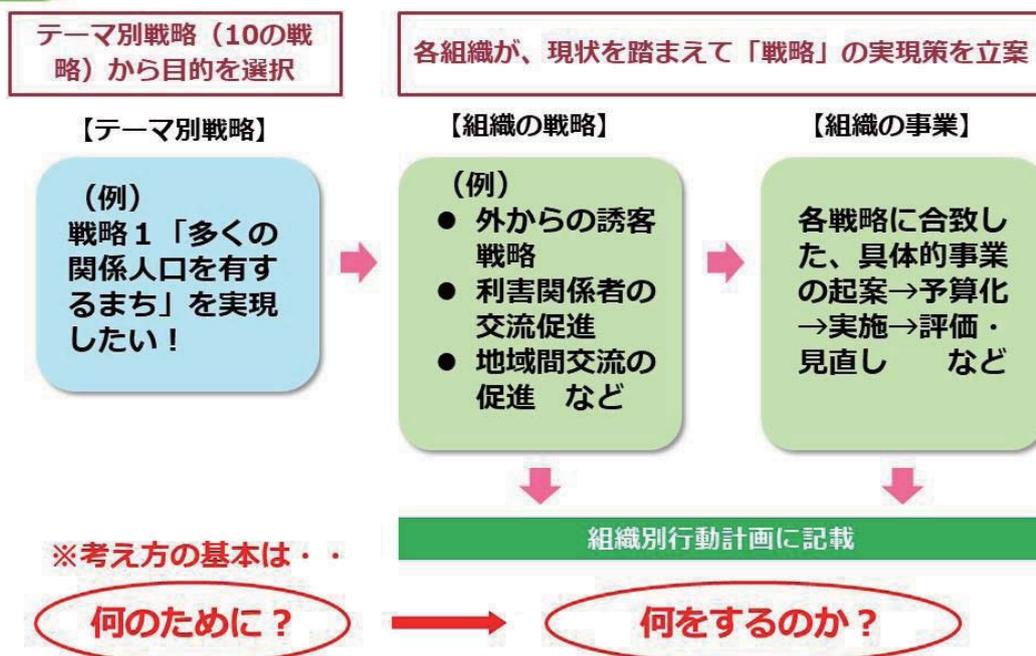


I 組織別行動計画の概要

1 「組織別行動計画」の目的と位置づけ

- 「組織別行動計画」は、「基本構想」や「テーマ別戦略」に掲げた“実現したいまちの姿”を実現するために、各組織が行う事業や取組み等を戦略的な視点で立案することを目的に作成する計画です。
- 「組織別行動計画」を策定する“組織”は、課・係とします。行動計画は係単位で作成し、課は全体を俯瞰して調整する役割りを担います。
- 「組織別行動計画」は、従来の“実施計画”に該当するものです。1年ごとに更新するスケジュールとし、目的の達成状況に応じて内容を変更していきます。大切なことは、事業を行うことだけではなく、基本構想やテーマ別戦略を実現することです。
- 「組織別行動計画」は、予算と連動するしくみとして位置づけます。同時に、町の人事や機構改革等とも連動するしくみとします。
- 「組織別行動計画」は、状況に応じて随時見直しを行うことができるものとしてします。これにより、組織のPDCAを活発化し、成果を重視した各組織の取組みの促進をめざします。

「組織別行動計画」の立案イメージ



2 「組織別行動計画」の記載内容

記載項目	記載内容
基本的事項	・ 行動する年度、課名、係名、係長名、係員名などの基本的事項を記載します。
係の役割り・任務	・ 組織が担う基本的な役割りを言語化します。
＜戦略的事業＞	・ テーマ別戦略と関連づけた「戦略的事業」について記載します。(記載項目は以下の通り)
実現したいまちの姿 (10の戦略)	・ テーマ別戦略に記載された「10の戦略」のどの項目に関連する事業なのかを位置づけます。
戦略別の取組み内容	・ 「10の戦略」の下位項目からテーマを選択します。
具体的な取組内容	・ 戦略を踏まえて、具体的な事業や取組みを記載します。
次年度の実施内容	・ 計画実施年度における実施内容を記載します。
次年度の必要予算	・ 計画実施年度の必要予算額を記載します。
＜その他の事業＞	・ テーマ別戦略に関係なく、制度等に基づき実施される事業の内容や必要予算を記載します。
追加必要人員	・ この行動計画の実行に必要な追加人員数を記載します。
追加人員の配置・役割等	・ 追加人員の配置や役割を記載します。

「組織別行動計画」の作成様式

養老町まちづくりビジョン（養老町第6次総合計画）：組織別行動計画（係） 作成日： 年 月 日

年度	課名	係名	係長名	係員名

係の役割り・任務

■ 戦略的事業 ■ (予算規模に関わらず、戦略的な事業に該当するものを記載する)

実現したいまちの姿 (10の戦略)	戦略別の取組み内容 (施策)	具体的な取組み内容 (事業等)	次年度の実施内容	次年度の必要予算 (円)	取組み状況 評価	備考

■ この計画を実施する上で必要人員 (係)

追加必要人員	追加人員の配置・役割等

■ その他の事業 ■ (制度に準じて事務的に行う事業等を記載する)

具体的な実施内容 (事業等)	次年度の実施事項	次年度の必要予算 (円)	備考

3 体系（一覧）

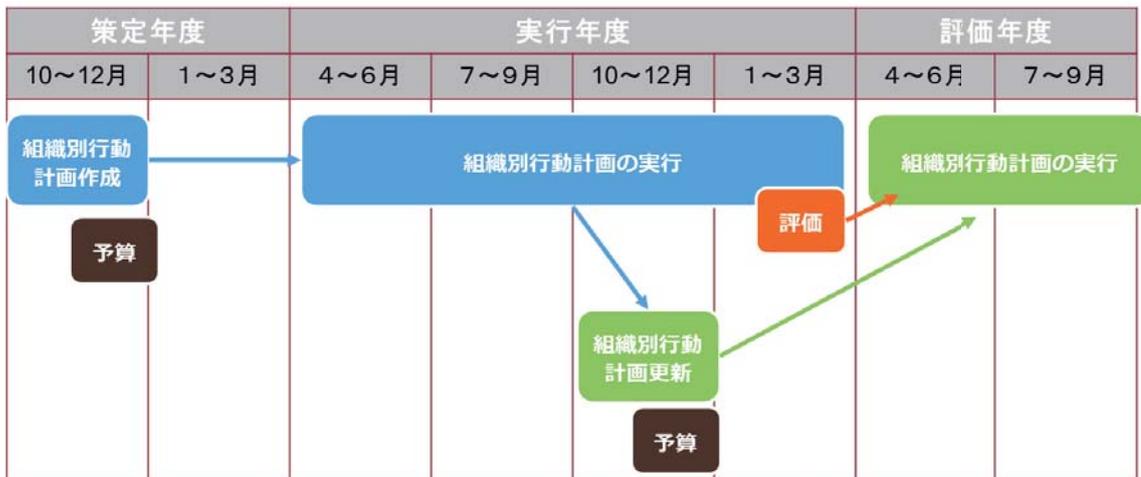
将来像	施策の大綱		実現したいまちの姿（10の戦略）		戦略別の取組み内容（施策）	
人があつまり 楽しく生きがいのあるまち	Ⅰ	魅力あふれる地域づくり	1	多くの関係人口を有するまち	①タウンプロモーション	
					②住民参画と地域協働	
						③コミュニティの活性化
						④多文化共生
						⑤地域間・国際交流
						⑥文化活動
						⑦歴史文化
				2	循環型で持続可能なまち	①地域循環共生圏
						②ごみと廃棄物
	Ⅱ	未来を担う人づくり		3	質の高い教育が実施されるまち	①学校教育
②生涯学習						
③生涯スポーツ						
			4	子どもたちが健全に成長できるまち	①幼児教育	
					②青少年育成	
			5	すべての人の人権が尊重されるまち	①人権・男女共同参画	
Ⅲ	安心・安全な生活基盤づくり		6	みんなが支えあい、健康で安心して暮らせるまち	①健康	
					②地域福祉	
					③子育て支援	
					④高齢者・介護	
					⑤障がい者・児	
			7	安全対策が充実し、安心して暮らせるまち	①防犯	
					②交通安全	
					③消費生活	
					④防災	
Ⅳ	活力あふれる基盤づくり		8	生活や交流の基盤が整ったまち	①公共交通	
					②道路網	
					③情報基盤	
					④市街地、集落環境	
					⑤住環境	
					⑥上下水道	
			9	多様な産業が活発なまち	①農業・林業・水産業	
					②商業・工業	
					③観光	
					④雇用・就労	
Ⅴ	行政経営機能の強化		10	まちづくりビジョンを実行し、実現できるまち	①行政サービスの向上	
					②人事機能の強化	
					③自治体経営	
					④まちづくりビジョンを中心とするマネジメント機能の強化	

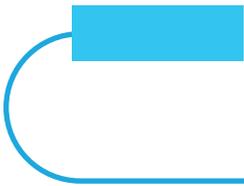
II 組織別行動計画の更新と評価

1 「組織別行動計画」の更新と評価の基本的なスケジュール

- 「組織別行動計画」の更新（次年度の行動計画立案）は、次年度予算を起案する時期（概ね10月から12月）に行います。
- 「組織別行動計画」の評価は、実施年度の最終期（概ね1月から3月）に行います。
- 前年度の行動計画の評価よりも早い時期に次年度の行動計画を作成するスケジュールとなるため、行動計画の評価結果を踏まえて次年度の行動計画の見直しを必要に応じて行います。

<組織別行動計画の更新と評価のスケジュール>





資 料 編



1 策定経過

年月日	項目	内容
平成30年度 4月2日	第1回企画調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 養老町まちづくりビジョンの策定について ・策定プロジェクトチームの設置について
8月29日	第1回養老町まちづくり計画等 策定プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチームの設置について ・第五次総合計画「絆プラン」の概要について ・新ビジョン策定に伴う養老町まちづくりアンケート (素案) について
11月2日～ 11月30日	養老町まちづくりアンケート 調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・町内在住 18歳以上の2,000人を対象に郵送配布・ 回収 ※回収率 57.4% (1,148人)
1月15日～ 2月22日	養老町まちづくりアンケート 調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・大垣養老高等学校2年生の全生徒を対象に学校に おいて調査を実施・回収 ※回収率 100% (224人)
令和元年度 8月27日	第1回養老町まちづくり計画等 策定プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・策定スケジュールについて ・町民アンケート調査の結果について ・町民ワークショップの開催について
9月2日	第1回企画調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・策定スケジュールについて ・町民アンケート調査の結果について ・町民ワークショップの開催について
9月12日	第1回計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画審議会会長及び副会長の選任について ・(仮称) 養老町まちづくりビジョン策定基本方針及び 策定スケジュールについて ・町民アンケート調査の結果について ・町民ワークショップの開催について
11月30日	第1回養老町の将来を考える意 見交換会(ワークショップ)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に在住・在勤の約40人が参加し、町の将来像に ついて意見交換を行った。
12月7日	第2回養老町の将来を考える意 見交換会(ワークショップ)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に在住・在勤の約40人が参加し、町の課題につ いて意見交換を行った。
12月21日	第3回養老町の将来を考える意 見交換会(ワークショップ)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に在住・在勤の約40人が参加し、町の課題の解 決策について意見交換を行った。
3月24日	第2回計画審議会 ※中止	<ul style="list-style-type: none"> ・町民まちづくりワークショップの結果について ※委員に資料を送付

年月日	項目	内容
令和2年度 8月20日	第1回養老町まちづくり計画等 策定プロジェクトチーム会議	・(仮称) 養老町まちづくりビジョンについて
9月2日	第1回企画調整会議	・町民ワークショップの結果について ・養老町の現状分析について ・基本構想(素案)について
9月25日	第1回計画審議会	・町民ワークショップの結果について ・養老町の現状分析について ・基本構想(素案)について
10月1日～ 10月30日	(仮称) 養老町まちづくりビジ ョン・基本構想(素案)のパブリ ックコメントの実施	・意見の提出1件あり
10月23日	第2回養老町まちづくり計画等 策定プロジェクトチーム会議	・(仮称) 養老町まちづくりビジョンについて
12月25日	第2回計画審議会	・(仮称) 養老町まちづくりビジョン・基本構想(素案) のパブリックコメント実施結果について ・(仮称) 養老町まちづくりビジョン・基本構想(案) について ・(仮称) 養老町まちづくりビジョン(素案)について
12月28日～ 1月26日	(仮称) 養老町まちづくりビジ ョン(素案)のパブリックメン トの実施	・意見の提出なし
2月9日	第3回計画審議会(最終)	・(仮称) 養老町まちづくりビジョン(素案)のパブリ ックコメント実施結果について ・(仮称) 養老町まちづくりビジョン(案)について
2月17日	養老町計画審議会から答申	
2月19日	養老町まちづくりビジョンの 策定	

2 養老町計画審議会

1 設置条例

○養老町計画審議会設置条例

昭和 43 年 3 月 12 日条例第 1 号
改正 平成 2 年 7 月 17 日条例第 13 号
平成 21 年 6 月 29 日条例第 18 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、養老町計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、養老町計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 国又は地方公共団体の職員
- (5) 団体の役員又は職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 町民公募による者

3 委員は非常勤とする。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠により委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、町長の定める機関において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 養老町新市町村建設審議会設置条例(昭和 32 年 3 月養老町条例第 6 号)は、廃止する。

附 則(平成 2 年 7 月 17 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 6 月 29 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 委員名簿

(川順不同、敬称略)

区 分	役 職 名	氏 名
町議会の議員	議長	吉田 太郎 (長澤 龍夫)
	副議長	北倉 義博 (吉田 太郎)
町教育委員会の委員	教育委員会 教育委員	後藤 稔治
町農業委員会の委員	農業委員会 会長	中村 辰夫
国又は地方公共団体の職員	西濃県事務所 副所長	笠井 省吾
	大垣公共職業安定所（ハローワーク大垣）業務部長	中島 竜哉
団体の役員又は職員	養老町区長連絡協議会 会長	○安田 澄雄
	養老町区長連絡協議会 副会長	三宅 勇
	上多度地域自治町民会議 会長	松本 勝由
	特定非営利活動法人ヨロスト 代表理事	吉田 圭吾
	養老町民生児童委員協議会 理事	近藤 久実
	(福)養老町社会福祉協議会 事務局	田中 和枝
	養老町老人クラブ連合会 会長	大橋 正典
	養老町商工会 副会長	近藤 彰博
	養老町観光協会 会長	中村 一
	大垣西濃信用金庫養老支店 支店長	辻 振一郎 (岡本 誠)
	(公財)養老町スポーツ連盟 専務理事	飯田 一秋
学識経験を有する者	岐阜大学 地域協学センター 准教授	◎大宮 康一
	長澤法律事務所 弁護士	長澤 清
町民公募による者	町民公募委員	久保寺和哉
その他町長が必要と認める者	(株)中日新聞社養老通信局 局長	藤野 治英 (生田 貴士)

◎会長、○副会長 ()内は前任の委員

3 諮問書

養企第711号
令和元年9月12日

養老町計画審議会
会 長 様

養老町長 大橋 孝

(仮称) 養老町まちづくりビジョンについて (諮問)

養老町計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、(仮称) 養老町まちづくりビジョン (案) の策定について、貴審議会の意見を求めます。

4 答申書

令和3年2月17日

養老町長 大橋 孝 様

養老町計画審議会
会長 大宮 康一

(仮称) 養老町まちづくりビジョンについて (答申)

令和元年9月12日付け養企第711号で諮問のあった(仮称) 養老町まちづくりビジョン(以下「まちづくりビジョン」という。)について、慎重に審議を重ねた結果、概ねその内容を妥当なものとして認め、下記のとおり意見を付すとともに、最終のまちづくりビジョン(案)を添えて答申します。

記

(付帯意見)

- ・まちの将来像「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」の実現に向け、貴町の魅力を最大限に活用し、まちや地域への誇りや愛着(シビックプライド)を育てていくとともに、持続可能なまちづくりの推進を図られたい。
- ・まちづくりビジョンの主旨及び内容を町民にわかりやすく情報提供するとともに、地域自治町民会議を始め多様な主体と協働して、施策を推進されるよう努力されたい。
- ・まちづくりビジョンの推進にあたっては、社会情勢の変化や町民ニーズを的確に把握し、柔軟な事業展開に努めるとともに、必要に応じてまちづくりビジョンの見直しを図られたい。
- ・人口減少や新しい生活様式等の社会環境の著しい変化に対応するため、町の職員にあっては、常に問題意識を持ち、分野にとらわれない変革に対して、積極的に挑戦していただきたい。

3 庁内策定組織

1 企画調整会議

○養老町企画調整会議設置規程

昭和 60 年養老町訓令甲第 6 号

(設置)

第 1 条 町長の諮問に応じて、町の諸施策の総合調整を行い、もって町政を適正かつ能率的に推進するため、企画調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 調整会議は、次の各号に掲げる事項を調整審議する。

- (1) 重要な施策の計画、決定、調査等に関する事項
- (2) 町が行う各種事業の実施に関する事項
- (3) その他町行政に関する事項

(組織)

第 3 条 調整会議は委員長、副委員長及び委員 25 人以内をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、職員のうちから町長が任命する。
- 4 委員会に専門部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、調整会議を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第 5 条 調整会議及び専門部会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 調整会議の庶務は、総務部企画政策課において行う。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日訓令甲第 2 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 31 日訓令甲第 3 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 31 日訓令甲第 1 号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日訓令甲第 1 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 プロジェクトチーム

○養老町プロジェクトチームの設置に関する規程

昭和 60 年養老町訓令甲第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高度に専門化し、複雑化する行政に対処して特定の緊急課題（以下「プロジェクト」という。）の解決のため人員能力を特定組織に結集し、効率的に効果のある結論を見いだすプロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 チームを設置しようとするときは、養老町企画調整会議設置規程（昭和 60 年養老町訓令甲第 6 号）に定める企画調整会議において、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 設置の目的
- (2) 名称
- (3) 設置する課
- (4) 設置期間
- (5) 構成
- (6) その他必要な事項

(構成)

第 3 条 チームは、プロジェクトごとに設置し、町長は目的達成に最も適した職員をチームの構成員に任命する。

- 2 チームに総括者を置く。総括者は原則として、課長相当職の権限を行使し、プロジェクトの調査、研究又は計画策定についてチームを総括し、チームの運営について責任を負うものとする。
- 3 チームに副総括者を置くことができる。副総括者は、総括者を補佐するものとする。

(関係課の協力)

第 4 条 関係課は、チームの運営について積極的に協力するものとする。

(予算の執行等)

第 5 条 チームに必要な運営の経費は、原則としてチームを設置する関係課の予算をもって執行するものとする。

(報告等)

第 6 条 総括者は、プロジェクトの調査、研究又は計画策定の振興状況を必要に応じて町長に報告するとともに、所定の期限までに成案を提出しなければならない。

- 2 町長は、総括者から前項に規定する成案の提出を受け、その任務が達成されたと認めるときは、チームの解散を命ずるものとする。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

4 住民参画

1 養老町の将来を考える意見交換会（ワークショップ）

- 町では、新しい『養老町まちづくりビジョン』の策定に町民の意見を反映させるため、養老町の将来を考える意見交換会（ワークショップ）を開催しました。ワークショップの実施概要と町民の皆様のご意見は以下のとおりです。

<開催日時>

第1回：令和元年11月30日（土）13:30～15:30

第2回：令和元年12月7日（土）13:30～15:30

第3回：令和元年12月21日（土）13:30～15:30

<開催場所>

養老町役場 4階 大会議室 ※第1回～第3回ともに

<参加者>

町内在住・在勤の方（一般町民及び高校生）

※一般町民で4グループ、高校生で2グループ（計6グループ）を編成して意見交換

<テーマ>

第1回：私のまちが将来どうありたいかを“言語化”しよう！

第2回：私たちのまちの課題を考えよう！

第3回：課題の解決策を考えよう！

<意見の概要>

■第1回（私のまちが将来どうありたいかを“言語化”しよう！）

◎豊かな町

- ・人口減の中で生産性を維持していくためには、ソサエティ 5.0 以上の働き方をどう維持していくかが課題
- ・大人が働きやすいまち
- ・三世代が暮らす割合が高いので、そのスタイルが維持できるまち
- ・災害のないまち
- ・子どもが健全に成長できるまち

◎永く住みやすいまちづくり

- ・若者にとって「働きたい」と思える会社が多く、「来て生活したい」と思えるまち
- ・地域の象徴として魅力的なお祭りのあるまち
- ・年間を通してさまざまな行事が行われ、地区民が集うまち
- ・生活に便利で風景に富み、防災の観点でも住みやすい地域

◎安心して暮らせる街をめざして！！

- ・働くことに意欲を感じられるまち
- ・きれいな空気の中でのびのびと過ごせる、安心して暮らせるまち
- ・子どもの楽しく遊ぶ声が聞こえるまち

◎子どもが安心できる町

- ・明るく楽しい職場がたくさんあるまち
- ・地域医療の充実したまち
- ・1人暮らし、2人暮らしの高齢者を支える仕組みのある、安心して暮らせるまち
- ・長く住むことができる、環境の良いまち
- ・子育て支援により親達が安心して働けるまち
- ・元気な子どもがいっぱいのまち

◎養老の一週間

- ・ある日の資源回収に参加し、地域の清掃活動にも参加して、景品ももらえた。
- ・寝坊したが電車（養老鉄道）の本数が多かったため学校に間に合った。
- ・土曜は地域のお祭りで、小さい子からお年寄り、外国の人等たくさんの人でにぎわった。
- ・祭りではしゃぎすぎ熱を出したが、高校生以下は医療費免除で、充実した一週間だった。

◎養老町の楽しい物語

- ・ある町におじいさんとおばあさんがいた。住みやすいひょうたんのまち＝養老が大好きだった。
- ・特にまちの祭りは楽しみで、とてもにぎやかで子どもからお年寄りまで楽しんでいた。
- ・多くの外国人観光客も祭りに来て、日本と互いの国の文化に触れ合うことができた。
- ・祭りで出たゴミは地元のボランティアが拾い、まちがとてもきれいになった。

■第2回（私たちのまちの課題を考えよう！）

<健康・医療>

- ・独居世帯が多い
- ・特養施設等が少なく、待機者が多い
- ・医療費免除
- ・病院が少ない

<雇用>

- ・近くに企業が少なく、子どもの就職先がない
- ・健康なシルバーの働く場がない
- ・子育てしながら働ける環境が整っていない
- ・大企業が少なく、国・県の事業所もない
- ・企業からの税収が減り、行政力が低下し、公共事業が低下
- ・工業団地のための良い土地がない

<地域の人材育成>

- ・サービスを提供する人と受ける人が分化、固定化している
- ・あきらめ感が蔓延している
- ・顔を出さない住民をいかに参加させていくか
- ・地域の人や若者が資源回収に参加しない

<人口の減少、高齢化>

- ・少子高齢化の進行、人口の減少
- ・若い世代が町外へ流出し、老いた親世代のみが町内で増加
- ・高齢化が進めば、近い将来、組による祭りの責任運営ができなくなる
- ・祭りへの若い世代の参加が少ない
- ・耕作放棄地が増える
- ・消防団員の研修が困難になってきている

<空き家>

- ・空き家が増加。行政の対策と地域での扱い方が課題
- ・空き家以外に空き地もあり、清掃時の負担が増加
- ・空き家の防犯対策が個人任せになっている

<店舗の減少>

- ・店舗が適材適所にほしい
- ・大型店舗が少ない
- ・近所に商店・コンビニが無くなってきた
- ・飲食のチェーン店がない
- ・駅の近くに商業施設が少ない

<子育て・保育>

- ・少子化で子ども会が成り立たない
- ・職場が近くにないので、延長保育、のぞみ教室をもっと遅くまで運用してほしい
- ・少子化の中、子どもの教育において地域ぐるみの支援が不可欠
- ・子どもがのびのびと安心安全にかけこできる自然のコース（場所）がほしい
- ・子どもが外で自由に遊べる場所がない
- ・保育施設が減っている

<環境保全・自然>

- ・河川（五日市川、金草川）が汚い
- ・自然環境、特に「水」が質・量ともに危ない
- ・東海自然歩道が利用されていない
- ・養老山麓の治山治水。禿山、崩落を防ぐ
- ・養老の山並みを活かしたまち
- ・自然を守るためのメンテナンス、整備（公園道路等）
- ・清掃活動が少ない
- ・ゴミ箱が少ない
- ・ゴミのポイ捨て禁止の呼びかけや看板が少ない

<防災>

- ・インフラ（水道、道路、橋梁、水路、架線、建物等）の老朽化
- ・輪中の排水機の老朽化
- ・河川が近いため水害の危険と隣り合わせ
- ・広報の放送が聞こえない

<交通・道路>

- ・高校、大学への交通の便が悪い
- ・オンデマンドバスの使い勝手が悪い
- ・スマートインターチェンジの利用度が低い
- ・公共交通機関（鉄道）とのアクセスが悪い
- ・車を運転しないと生活がしづらい
- ・交通アクセスが無いため、ベッドタウン、住宅団地等の開発が進まない
- ・坂道が多い、道幅が狭い
- ・街灯が少ない
- ・電車の本数が少ない
- ・駅のトイレが汚い

<通信>

- ・ネット環境が悪い

<文化活動>

- ・趣味、文化活動の推進
- ・生涯づくり

<町のPR>

- ・自然・歴史（養老の滝）など、町の宝が活かされていない
- ・企業誘致
- ・PRが弱い、少ない
- ・特産品が少ない（ひょうたんしかない）

<イベント・娯楽>

- ・娯楽施設が少ない
- ・目立ったイベント（祭りなど）が少ない

<行政>

- ・町の情報発信が少ない
- ・横の連絡が密でないため、各種団体の行事が重なる
- ・行政の中の専門性の欠如
- ・街区に連担性がない

■第3回（課題の解決策を考えよう！）

<人材教育・子育て>

- 行動内容 私（個人）：健康で長生きし地域に貢献する
企業：奨学金給付、地元企業のインターシップ登録、街角手習塾
地域：じいちゃんばあちゃん知恵袋、飯新の会、養子の会
行政：施設の選択と集中、子育て支援への財源配分（未満児保育無料、子どもの医療費無料等）、ネットワークによる情報交換

<安心・安全な環境、防災>

- 行動内容 私（個人）：リデュース・リユース・リサイクル、営農による農地保全、ボランティアによる自然歩道の運営管理
企業：地域清掃活動、循環利用の徹底、託児所の整備、避難所指定の承認
地域：災害時の助け合いの啓蒙、ボランティアの活用、自然・資産の整備、ハザードマップの再点検、多世代交流の場づくり
行政：合併浄化槽の促進（補助金増額）、10年後・20年後の町の視察、史跡・文化財等の周知、河川情報（水位等）の一元化、治山治水対策

<働く場が少ない>

- 行動内容 私（個人）：町内で買い物をする（雇用が増える）、起業する、行政担当に企業誘致ノウハウの猛勉強を促す
企業：こども園・託児所の整備、雇用情報の公開、関連会社の呼び寄せ、地元採用の優先化、養老の水のブランド化
地域：企業・大学等の誘致、道路整備への協力・参加、特産物のブランド化、名所旧跡を利用した集客（名産品販売等の働く場づくり）
行政：本気の企業誘致・住宅誘致、企業情報の公開・管理、工業団地等の造成・養老スマートIC周辺の開発等による税収増、人口流入施策

<人口が少ない>

- 行動内容 私（個人）：ボランティア活動による対応、町の住みよさ・良い所のアピール
企業：みんなが楽しめるイベントの開催（スポンサー）、地元採用の優先化
地域：ボランティア活動・軽スポーツ大会等の住民同士の交流を多くする、問題を共有しみんなで知恵を出す、安心して子育てのできる地域づくり
行政：近隣市町村との合併、イベント・事業等の費用負担、移住を増やす、高齢者の終の場づくり、補助金による子育て支援

<道路・交通環境>

行動内容 私（個人）：危ない箇所の把握、道路の清掃活動
企業：町民へのアンケート、駅を増やす、電車の本数の改善、駅施設の修繕
地域：ボランティア、清掃活動の周知、行政との連携、見守る人の配置
行政：町民の声を聴く、他市町村と連携したオンデマンドバスの運用、
養老鉄道の駅と各地区とのアクセスの改善、交通機関の支援

<町の知名度>

行動内容 私（個人）：学生が動画配信等で宣伝
企業：ふるさと納税の返礼品を町の特産品にする（ひょうたん、蜂蜜、肉）、
電車内でのPR
地域：ブログ・SNSによる拡散（フォロー特典の利用）
行政：QRコードを用いたPR

5 用語解説

ア行	
RPA	Robotic Process Automation の略で、主にコンピューター上で行われる業務プロセスや作業をソフトウェアのロボットにより自動化する技術のことです。
EBPM	Evidence-Based Policy Making (エビデンスに基づく政策立案) の略で、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとすることです。
SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。
カ行	
関係人口	地域に移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。地域との関わりや地域への想いが強い地域外の人々で、地域に変化を生み出す人材として、地域づくりの担い手となることが期待されています。
観光入込客数	観光地やイベント等に訪れた人数のことです。「観光入込客統計に関する共通基準」(平成21年12月策定)では、観光入込客は「日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない者」とされており、観光入込客数は「都道府県の観光地点を訪れた観光入込客をカウントした値」とされています。
協働	共通の目的を持つ主体が、それぞれの役割や責務を自覚するとともに、相互に補完し合い、協力することにより、課題解決を図るための活動のことです。
KGI	Key Goal Indicator (重要目標達成指標) の略で、ある取組み等の最終目標を定量的に評価するための指標のことです。
交流人口	その地域を訪れる人々のことです。「定住人口」に対する概念であり、訪れる目的としては、観光、通勤・通学、買い物、レジャー等が挙げられます。
サ行	
シビックプライド	Civic (市民の、都市の) と Pride (誇り) を合わせた言葉で、地域に対する住民の誇りや愛着のことです。
循環型のまちづくり	廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減するまちづくりのことです。

タ行	
脱炭素型社会	温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、吸収源による除去量との間の均衡（カーボンニュートラル）に向けて取り組む社会のことです。地球温暖化対策として早期の実現が求められており、日本では「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」（「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」令和元年6月閣議決定）とされています。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことです。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりが尊重され、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会のことです。
地域自治町民会議	住民や各種団体と町が協働によるまちづくりを進めるための組織です。これまで各団体へ支出していた補助金や委託料などは一括して交付され、地域自治町民会議の判断と責任のもと使い道を定めることができます。
地域プラットフォーム	地域課題の解決等に向けて、地域の企業、金融機関、地方自治体等の多様な主体が協働で取り組むための組織体制のことです。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組み。保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくものとされ、本町においてもこの取り組みが進められています。
定住人口	その地域に住んでいる人々のことです。
ナ行	
認知症サポーター	認知症の人に対する接し方を学んだうえで、地域で認知症の人が困っているときに手助けしたり、気になる高齢者を見かけたときに民生児童委員らに情報を伝えたりするなどの役割を務める人のことです。
ハ行	
PDCA	事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を指します。これを繰り返すことによって業務を継続的に改善することをPDCAサイクルといい、行政評価システムや計画の進行管理において重要な取り組みになっています。
ブランド	ある商品・サービスを象徴するもののことです。ある商品・サービスを別の商品・サービスから区別するための商品名称やシンボルマーク、模様だけでなく、消費者が商品・サービスを見た際に想起させる周辺イメージ総体もブランドと呼びます。
ふるさと納税	「生まれ育ったふるさとに貢献したい」、「ゆかりや思い入れのある地域を応援したい」といった想いを実現するために創設された、自治体に対して行う寄附制度のことです。
防災士	「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人のことです。

ヤ行	
要援護者	災害が発生した場合に、安全な場所への避難や避難場所での生活において、周りの人の手助け等の支援を必要とする人のことです。
ラ行	
6次産業化	地域資源を有効に活用し、農林漁業者（1次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工（2次産業）、流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進めることで、近年、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指す取り組みが全国的に活発になってきています。
ローカルSDGs	SDGsの考え方を活用して社会のあり方を見つめ直し、持続可能な地域への変化を生み出すための、地域での取り組みのことです。
ワ行	
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。
ワンストップサービス	一つの場所・環境において、様々なサービスを一度に提供できるようにすることで、行政においては手続き等の窓口の一本化等があります。



養老町まちづくりビジョン

養老町役場 総務部企画政策課

〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田798番地
TEL (0584) 32-1102 FAX (0584) 32-2686
<https://www.town.yoro.gifu.jp/>

令和3年3月発行

